

利尻富士町旅先納税 加盟店募集要綱

1 目的

利尻富士町滞在時又は訪問前に気軽にスマートフォンからふるさと納税を申し込むことが可能なサービス（以下「旅先納税」という。）を開始します。返礼品は町内事業者で利用できる電子クーポンとし、寄附された町外在住の方が、実際に利尻富士町を訪れていただくことで、町内での消費喚起、交流人口の増加、町内事業者の活性化を図ることを目的とします。

2 実施概要

旅先納税利用者は、旅先納税専用の Web サイトからふるさと納税を行い、返礼品として電子クーポンを取得します。取得した電子クーポンを自身のスマートフォンで表示させ、旅先納税加盟店に対して提示します。加盟店は、決済機器である電子スタンプを使い、スマートフォンの画面に触れ、決済を行う簡易、迅速な内容となっております。

3 参加資格・条件

参加資格・条件については、以下の要件を全て満たす事業者とします。

- (1) 旅先納税加盟店規約に同意したもの
- (2) 総務省がまとめたふるさと納税返礼品の地場産品基準（別紙参照）に該当する商品・サービスを提供しているもの
- (3) 町外の店舗にて旅先納税の使用を制限できるもの
- (4) 税金の滞納がないもの
- (5) 各種法令、条例等に適した業務を行っているもの
- (6) 個人情報の取扱いを厳重に行うことができること
- (7) 新型コロナウイルス感染対策を実施していること
- (8) 次のいずれにも該当しないもの
 - ア 特定の宗教・政治団体と関わる場合や公序良俗に反する営業を行っているもの
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に指定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

4 返礼品の概要

旅先納税の返礼品としての電子商品券の概要は以下のとおりとします。

- (1) 使用期間：2022年6月1日～
- (2) 取扱ギフト種類：7種類の電子クーポン（1円単位で使用できるものとする。）を用意
 - ①1,500円分（5,000円以上の寄附で付与）
 - ②3,000円分（10,000円以上の寄附で付与）

- ③15,000円分（50,000円以上の寄附で付与）
- ④30,000円分（100,000円以上の寄附で付与）
- ⑤90,000円分（300,000円以上の寄附で付与）
- ⑥150,000円分（500,000円以上の寄附で付与）
- ⑦300,000円分（1,000,000円以上の寄附で付与）

5 精算サイクル

月に1回締日（原則月末締め）を設け、その日までの間に町に到着した取引データをもとに、月に1回（締日の翌月末日。末日が土日祝日の場合は、前営業日）に指定口座へ売上金を振り込むものとする。

6 取扱事業者登録申込について

取扱事業登録希望者は、下記の書類3点をご準備の上、利尻富士町役場 会計課 税務こくほ係までEメールまたはFAXにてご提出をお願いいたします。

※旅先納税システムや電子スタンプのセットアップに2～3週間程度お時間を頂きますので、ご承知おき願います。

- (1) 旅先納税加盟店申込書
- (2) 換金振込先の口座を確認できる書類（通帳のコピーなど）
- (3) 店舗や商品など、加盟店一覧に掲載できる画像データ

【提出方法】 ● Eメール：furusato@town.rishirifuji.hokkaido.jp

● F A X : 0163-82-2075

7 その他 この要綱に定めるものの他、旅先納税に関し必要な事項は、利尻富士町が別に定める。